平成２７年（フ）第６２号
大分県宇佐市大字長洲4263番地の114
債務者　網中　賢治
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第９９１５号
東京都中野区江原町２丁目14―３―302
債務者　池前　治次
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４７号
東京都多摩市諏訪１丁目46―17―104
債務者　横山智登勢
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９８５号
東京都荒川区東日暮里５丁目５－３　晴光荘
債務者　播磨　　一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９８６号
東京都北区栄町11―16―103
債務者　荒木　弘延
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２１号
横浜市西区浜松町14番14―207号
債務者　西　加代子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1120―202
債務者　高橋日出夫
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８１８号
神奈川県藤沢市亀井野577番地の８
債務者　沼上　隆馬
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７８号
静岡市駿河区八幡５丁目24番５号　パティオ八幡101号
債務者　望月　康利
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２２号
静岡県伊東市川奈1231番地の128
破産者　株式会社川奈バーディゴルフ製作所
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
北九州市八幡西区上上津役２丁目１番18―101号
破産者　有限会社アイシン
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1736番地１
破産者　中央ビジネス有限会社
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市泊２丁目14番地２
破産者　沖縄印章株式会社
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１４３号
愛知県豊明市沓掛町石根69番地１
破産者　有限会社ユウキ建設
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４５６号
大阪市中央区船場中央２丁目１番４―220号
破産者　株式会社モリタカ
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３２号
大阪府交野市私市２丁目44番１号
破産者　春日石油株式会社
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２３号
大阪府豊中市岡上の町４丁目４番１号
破産者　株式会社プランテック
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２３号
大阪市東成区中道１丁目３番45号
破産者　株式会社ハクヨー
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５２号
山口県長門市仙崎312番地１
破産者　株式会社ミラノインダストリー
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部